

## 国際交流・協力事業助成 Q & A

静岡市国際交流協会 (SAME) は、多様化している国際交流事業のニーズを支えているボランティアや市民の活動をサポートしています。みなさんに気軽にご利用していただく為に、助成金制度についてよくある質問をご紹介します。

### 1. 助成金制度って？

会員の皆さんが計画する国際交流事業を、総経費の半額、5万円を上限として SAME の年度予算範囲内において助成金を交付する制度です。

### 2. 申請資格はありますか？

SAME の法人・団体会員、個人会員であれば、申請いただけます。ただし、個人会員は5名以上が構成員として企画、運営に関わる場合は有効です。1年度内に1事業の申請が可能です。

### 3. どのような事業が対象となるのでしょうか？

静岡市内、あるいは姉妹都市（オマハ市、ストックトン市、カンヌ市、シェルビービル市）、友好都市（フエ市）で催され、一般の方がどなたでも参加できる国際交流事業が対象です。

### 4. 対象にならない経費はありますか？

飲食費や、ホームステイに関わる経費、また、参加者の交通費等は対象から外れます。

### 5. 申請方法について教えてください。

所定申請用紙に記入の上、年度当初から、事業実施日の 2ヶ月前までの間に提出してください。SAME より後ほど選考結果が通知されます。交付申請書は SAME 本部、清水支部で配布しています。また、SAME のサイトよりダウンロードできます。

<http://www.samenet.jp/about/subsidy.html>

### 6. 助成対象事業となったら？

助成事業は SAME との共催名義とし、ちらし、ポスターなどに「静岡市国際交流協会共催事業」と記載してください。また、必要に応じて SAME が広報やその他協力できる事がありましたら、お手伝いします。

### 7. 助成の取り消しはありますか？

事業の中止や、内容に大きな変更があった場合などが該当します。

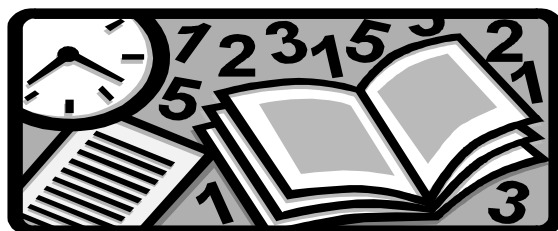
### 8. 事業報告の提出は、どのようにしたら良いですか？

所定用紙に領収書、チラシ等を添付して提出してください。実績報告書は SAME 本部、清水支部で配布しています。また、SAME のサイトよりダウンロードできます。

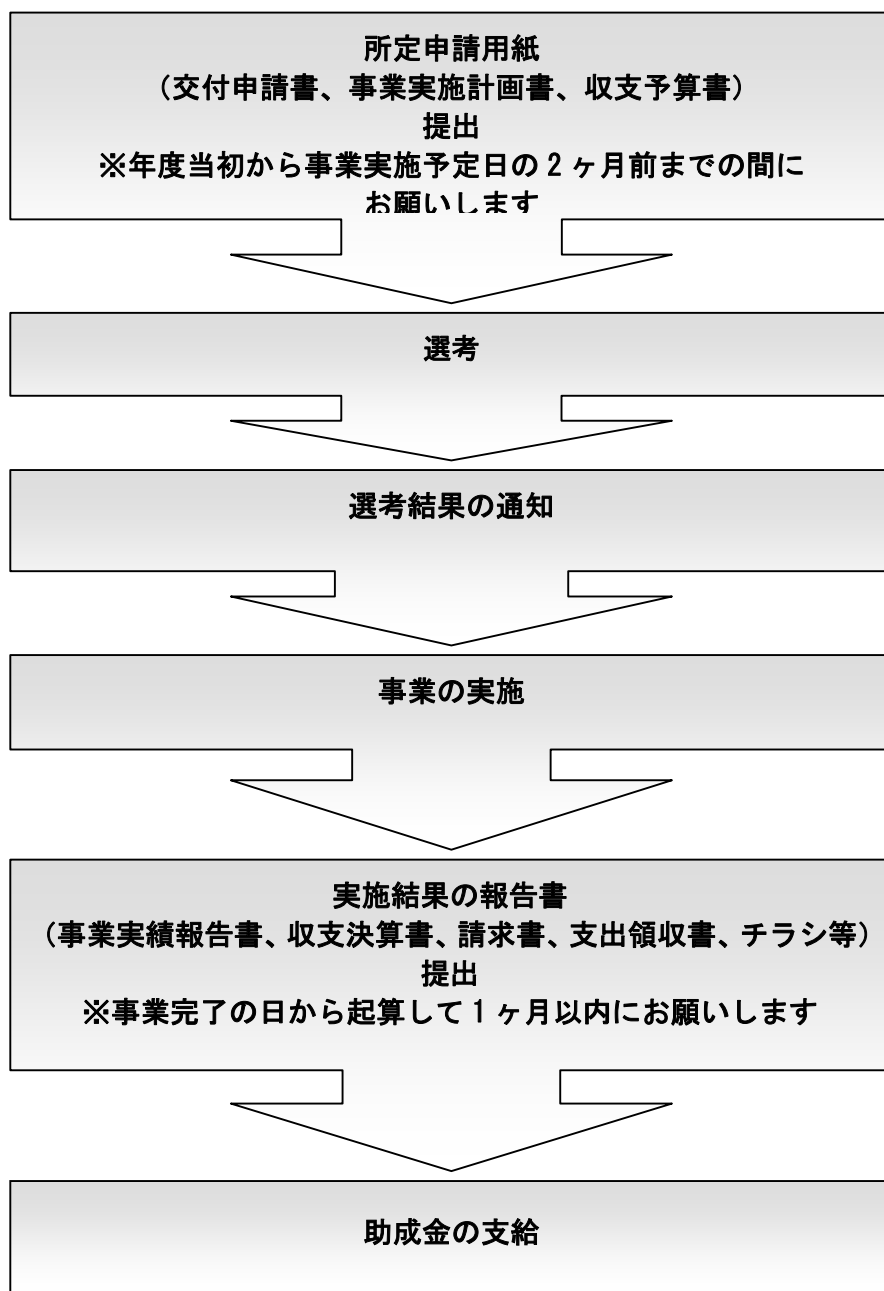
<http://www.samenet.jp/about/subsidy.html>

### 9. 事業報告書の提出期限は？

原則として事業完了の日から起算して1ヶ月以内、又は助成金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに提出してください。



# 静岡市国際交流協会（SAME） 国際交流・協力事業助成金手続きの流れ



詳しくは、「国際交流事業助成金交付要綱」をお読みいただくか、SAME事務局にお気軽にお問い合わせください。

＜問合せ・申請先＞  
静岡市国際交流協会  
〒420-0853 静岡市葵区追手町 4-16 静岡市クリエイター支援センター1F  
Tel 054-273-5931 Fax 054-273-6474  
E-mail same@samenet.jp <http://www.samenet.jp>